

告示要項書の記入標準

1 名称

名称には、次の例によりふりがなを付記する。

- しゅとこうかわさきうきしま
例 1 首都高川崎浮島 A 灯標
- にっせきいれ
例 2 日石喜入シーバース灯
- とくしまおきのす
例 3 徳島沖の洲フェリ - バ - ス導灯 (前灯)
- わかとおおはし
例 4 若戸大橋橋梁灯 (C 一灯)

2 位置

(1) 所在地

所在地は、次により記入する。

イ 港則法第 2 条に規定する港 (以下、「港」という。)に設置する航路標識については、都道府県名 (ただし、2 都県にまたがる港においては、都県名を省略する。以下同じ。)、港名及び港則法施行規則第 3 条に規定する港区 (以下「港区」という。)名を記入するとともに、かっこ書きで設置する防波堤等の施設の名称及び当該施設上の位置を付記する。ただし、適切な防波堤等の施設の名称が無い場合は、著名目標からの方位 (16 方位。以下同じ。)及び距離 (1,000メートル未満のものについてはメートル、1,000メートル以上のものについてはキロメートルを単位とし、上位 2 桁を有効数字とし 3 桁目を四捨五入した値。以下同じ。)を付記する。

- 例 1 和歌山県和歌山下津港和歌山区 (南防波堤外端)
- 例 2 京浜港東京区 (中央防波堤北西端)
- 例 3 千葉港木更津港 (東電富津火力 LNG パース中央)
- 例 4 京浜港横浜区 (鶴見灯台の北西方約 740メートル)

ロ 前イ以外の場所に設置する航路標識については、都道府県名及び市町村名 (東京 23 区内に設置する場合は区名までとする。以下同じ。)を記入するとともに、かっこ書きで防波堤等の施設の名称及び当該施設上の位置、又は、島、埼等の名称及び必要があれば当該島等上の位置を付記する。ただし、適切な名称が無い場合は、著名目標からの方位及び距離を付記する。

- 例 1 広島県竹原市 (大久野島浄泉寺鼻)
- 例 2 三重県志摩郡阿児町 (安乗港西防波堤外端)

例 3 宮崎県南那珂郡南郷町 (鞍埼灯台の東方約 3.5 キロメートル)

例 4 沖縄県中頭郡勝連町 (平曾根)

ハ 前イ、ロにより難しい場合には、著名目標からの方位及び距離を記入する。ただし、著名目標については、かっこ書きで都道府県名及び市町村名を付記する。著名目標が島等に設置されていて、都道府県名及び市町村名だけでは分かりにくい場合は、さらに島等の名称をかっこ書きで付記する。

- 例 1 余部埼北灯台 (兵庫県城崎郡香住町) の南方約 400 メートル
- 例 2 盤洲鼻 (千葉県木更津市) の北方約 6.4 キロメートル
- 例 3 堅場島 (岡山県倉敷市) 北端の東南東方約 1.1 キロメートル
- 例 4 古宇利島三角点 (沖縄県国頭郡今帰仁村) の西南西方約 1.1 キロメートル
- 例 5 沖ノ白石灯台 (岡山県笠岡市 (白石島)) の西方約 85 メートル

ニ 他の航路標識に併設されているものについては前イ、ロの施設、島、埼等に替え、前八の場合は後にかっこ書きで、それぞれ当該航路標識の名称を付記する。

- 例 1 東京都小笠原村 (二見港円山灯台)
- 例 2 千葉県千葉港外港 (千葉灯標の西南西方約 9.0 キロメートル) (千葉港口第一号灯浮標)
- 例 3 女ヶ島灯台 (和歌山県和歌山市) の北方約 8.3 キロメートル) (洲本沖灯浮標)

ホ 導灯 (標) の後灯 (標) については、前灯 (標) からの方位及び距離を付記する。

- 例 1 茨城県那珂湊港 (前灯の西北西方約 320 メートル)

ヘ 橋梁灯及び橋梁標については、港に設置される橋の中央標識 (中央標識が設置されない場合は左側端標識) は、都道府県名、港名及び港区名を記入するとともに、かっこ書きで当該橋の名称及び当該橋上の位置を付記し、港以外の橋に設置される中央標識 (中央標識が設置されない場合は左側端標識) については、都道府県名及び市町村名を記入するとともに、かっこ書きで当該橋の名称及び当該橋上の位置を付記する。その他の側端標識及び橋脚灯は、中央標識からの方位及び距離を記入する。

- 例 1 広島県尾道糸崎港 (尾道大橋東側面中央)
- 例 2 広島県因島市 (生口橋東側面中央)
- 例 3 音戸大橋橋梁灯 (C 一灯) の西方約 30

メートル

例4 広島県大西港（長島大橋東側面左側端）

(2) 北緯及び東経

北緯及び東経は、度、分及び秒を単位とし、秒位の小数点以下第1位を四捨五入した値を記入する。

なお、秒位の小数点以下第1位以下の精測値がある場合は、小数点以下第3位を切捨てた値を括弧書きで付記する。

例1 24 - 20 - 55 (54 . 52)
124 - 06 - 00 (05 - 59 . 50)

例2 35 - 15 - 10 (10 . 3)
135 - 44 - 55 (54 . 5)

(3) 位置の一時変更

一時的に位置を変更する場合は、「正規位置の」に続け、正規位置から見た方位（真方位で度数を単位とし、小数点以下第1位を四捨五入した値）及び距離を記入する。

例 正規位置の183度約150メートル

3 塗色及び構造

(1) 塗色及び構造は、昼標として機能する構造物の色彩及び形状を記入するとともに、構造物の材質を括弧書きで付記する。

例1 白色 塔形（石造）
例2 白地に赤横帯2本塗 塔形（コンクリート造）
例3 緑色 円筒形（プラスチック造）
例4 赤色円すい形頭標1個付 赤色 柱形（ステンレス造）

(2) 浮標式適用標識については、浮標式を定める告示（昭和58年海上保安庁告示第131号）第3条により定めた分類により、頭標の塗色、形状及び個数を記入し、その後「付」と記入するとともに、前号のとおり記入する。

例1 赤色球形頭標1個付 赤白縦じま塗り やぐら形（鉄造）
例2 黒色円すい形頭標2個（縦掲、底面对向）付 黒地に黄横帯1本塗 やぐら形
例3 黄色X形頭標1個付 黄色 やぐら形（アルミニウム造）

(3) 頭標を有する導灯については、頭標の塗色及び形状を記入し、その後「付」と付記するとともに、第1号のとおり記入する。

例 白色三角形頭標付 白色 塔形（コンクリート造）

4 灯質

灯質は、別記3-4「灯質（光り方）の規格」により定めた分類により、別記1-1「灯質の分類別例」により記入する。指向灯については、さ

らに、各灯色の目的を括弧書きで付記する。

例1 単閃白光 毎3秒に1閃光
例2 モールス符号緑光 毎8秒にA(・・)
例3 不動白光（可航水路表示）
不動緑光（左げん側表示）
不動赤光（右げん側表示）

5 光度

光度は、カンデラを単位とし、別記1-2「光度の測定及び算出方法」により算出し、次により記入する。

(1) 値の上位2桁を有効数字とし、3桁以下は切捨てる。ただし、10カンデラ未満のものについては上位1桁を有効桁とし、2桁以下は切捨てる。
(2) 閃光の場合は、「実効光度」を冠する。
(3) 異なる明間が組合わされている灯質で、閃光が含まれている場合は、閃光の実効光度を記入する。
(4) 灯質が連成不動光のものにあつては、閃光、不動光の順で光度を併記する。
(5) 指向灯については、各灯色の光度を併記する。
(6) 昼夜間とも点灯するものにあつては、昼間及び夜間における光度を併記する。
(7) 灯質が互光のもので、各灯色が異なる場合は、各灯色の光度を併記する。
例1 実効光度60カンデラ
例2 3,000カンデラ
例3 閃光実効光度2,200カンデラ 不動光170カンデラ
例4 白光320カンデラ 緑光120カンデラ
例5 昼間 白光50,000カンデラ 緑光17,000カンデラ 赤光16,000カンデラ
夜間 白光5,000カンデラ 緑光1,700カンデラ 赤光1,600カンデラ

6 光達距離

光達距離は、海里を単位とし次により記入する。

(1) 航路標識の光度及び平均水面上から灯火までの高さにより、別記1-3「光達距離表」から求めた光学的光達距離及び地理学的光達距離のうち小さい方の値を記入する。
(2) 灯質が連成不動光のものにあつては、閃光及び不動光の光達距離を併記する。
(3) 指向灯については、各灯色の光達距離を併記する。
(4) 昼夜間とも点灯するものにあつては、閃光及び不動光の光達距離を併記する。
(5) 灯質が互光のもので、各灯色の光達距離が異なる場合は、各灯色の光達距離を併記する。
例1 13.5海里
例2 閃光12.0海里 不動光9.0海里
例3 白光10.5海里 緑光8.0海里

例4 昼間 白光2.5海里 緑光1.5海里
赤光1.5海里
夜間 白光11.5海里 緑光9.5海里
赤光9.5海里

7 明弧

明弧は、航路標識から出る光の範囲を海上から見た方位（真方位で度数を単位とし、小数点以下第1位を四捨五入した値）を、航路標識を中心とする時計回りに記入する。ただし、範囲が全方位にわたる場合は「全度」と記入する。

例 240度から80度まで

8 高さ

高さは、メートルを単位とし、次により記入する。

(1) 陸上にあるものについては地上（防波堤等の施設及び岩礁上の航路標識は基礎の上面を地上とみなす。以下同じ。）から構造物の頂部（避雷針等のような視認困難な部分及び頭標は含めない。以下同じ。）までの高さを記入する。

(2) 灯標のように基礎が水中に没しているもので、低潮時に基礎が干出するものについては基礎の上面を地上とし、地上から構造物の頂部までの高さを記入する。また干出しないものについては平均水面上から構造物の頂部までの高さを記入する。

(3) 灯火を有するものについては、平均水面上から灯火（灯火の中心をいう。以下同じ。）までの高さを記入する。

(4) 橋梁標については、平均水面上から構造物の中心までの高さを記入する。

(5) 10メートル未満のものについては小数点以下第1位までとし第2位を四捨五入した値、10メートル以上のものについては整数とし小数点以下第1位を四捨五入した値を記入する。10メートル未満のもので小数点以下第2位以下の値がある場合、又は、10メートル以上のもので小数点以下第1位以下の値がある場合は、小数点以下第3位を切捨てた値を括弧書きで付記する。

(6) 陸上にあるもので灯火を有するものについては地上から灯火までの高さ、灯浮標等については水面上から灯火までの高さ、又は、水面上から構造物の頂部までの高さを括弧書きで記入する。

例1 地上から構造物の頂部まで9.5メートル
(9.46)

例2 平均水面上から構造物の頂部まで10メートル
(10.4)

例3 平均水面上から灯火まで13.5メートル

例4 平均水面上から構造物の中心まで2.7メートル
(2.7.3)

例5 (地上から灯火まで12.56メートル)

例6 (水面上から灯火まで4.3メートル)

例7 (平均水面上から構造物の頂部まで2.3

メートル)

9 二灯(標)一線

導灯及び導標については、前灯(標)及び後灯(標)の2灯(標)を海上から一線に見た導線の方位(真方位で度数を単位とし、小数点以下第2位を四捨五入した値)を後灯(標)の告示要項書にのみ記入する。

例 270.4度

10 機器の種類

機器の種類は、ダイヤフラムホーン、ダイヤホーン、電気ホーン、エアサイレン、モーターサイレンの別を記入する。

11 吹鳴周期

吹鳴周期は、次により記入する。

例 20秒へだて5秒間吹鳴5秒間停鳴5秒間吹鳴

12 電波の型式、周波数及び空中線電力

電波の型式、周波数及び空中線電力は、それぞれ無線局免許状に記載されている(される)事項を次の例により記入する。

なお、船舶通航信号所にあつては、通報用、通信用、呼出し及び応答用の別に記入するとともに15.6~16.2MHz帯の周波数の場合は、チャンネルの番号を周波数の後に括弧書きで付記する。

例1 Q1B 9, 40.5MHz(±)6.5MHz
400ミリワット

例2 通報用 H3E 1, 66.5KHz 5W

通信用 F3E 15.6.70MHz
(チャンネル14) 10W

F3E 16.1.70MHz
(チャンネル22) 10W

呼出し及び F3E 15.6.80MHz
応答用 (チャンネル16) 10W

13 電波の発射時間

電波の発射時間は、前項に準じ次の例により記入する。

例 常時

14 電波の発射方式

電波の発射方式は、次の例により記入する。

例 無指向性式

15 通常方位測定区域

通常方位測定区域は、海里(小数点以下第1位を切捨てた値)を単位とし、当該航路標識の利用可能範囲を別記1-4「通常方位測定区域の算出方法」により算出し、次の例により記入する。

例 半径約7海里的円内の海面

16 呼出名称

呼出名称は、無線局免許状に記載されている(される)呼出名称を記入する。

17 通報に使用する用語

通報に使用する用語は、言語の種類を記入する。

例 1 日本語

例 2 日本語及び英語

18 通信に使用する用語

通信に使用する用語は、前項に準じ記入する。

19 通報事項

通報事項は、情報提供のため定時に放送を行なう事項を記入する。

例 兵庫県神戸市垂水区舞子（北緯 3 4 度 3 7 分 3 9 秒東経 1 3 5 度 2 分 9 秒）から兵庫県津名郡淡路町（北緯 3 4 度 3 5 分 5 9 秒東経 1 3 5 度 4 3 秒）まで引いた線の南東側及び北西側幅 1 海里の海域及びその付近海域における次の事項

- 1 船舶の動向
- 2 漁船の操業状況
- 3 気象、海象についての警報又は注意報の発令の状況
- 4 工事又は作業の状況
- 5 航路標識の異常又は設置等の状況
- 6 その他船舶の航行の安全に必要な事項

20 通報時間

通報時間は、情報提供のための放送を行う時間を記入する。

例 毎偶数時の 5 0 分から 5 分間

21 通信事項

通信事項は、船舶からの依頼に基づく情報提供又は衝突の危険が予測された場合等の注意喚起の情報提供のために通信を行なう事項を記入する。

例 東京湾横断道路建設工事に従事する作業船及び警戒船に対する神奈川県川崎市川崎区浮島町地先（北緯 3 5 度 3 0 分 5 5 秒東経 1 3 9 度 4 7 分 4 1 秒）から千葉県木更津市中島（北緯 3 5 度 2 5 分 5 0 秒東経 1 3 9 度 5 5 分 3 0 秒）まで引いた線の北東側及び南西側幅 5 海里の海域における次の事項

- 1 船舶の動向
- 2 気象、海象についての警報又は注意報の発令の状況
- 3 工事又は作業の状況
- 4 航路標識の異常又は設置等の状況
- 5 その他船舶の航行の安全に必要な事項

22 通信時間

通信時間は、情報提供のため通信を行う時間を記入する。

例 常時

23 記事

(1) 記事は、その標識の補足事項、付属施設、管理者名を次の例により記入する。

例 1（灯浮標、灯標等でレーダー反射器を有する場合）

1 付属施設 レーダー反射器

2 首都高速道路公団湾岸線建設局管理

例 2（本灯が複数設置される場合）

1 本灯は、石油掘削塔の四隅に各 1 基設置されていて、4 基の灯火は同期している。

2 帝国石油株式会社新潟鉱業所管理

例 3（シーバース灯などの構造物）

1 付属施設

イ 副灯 2 個

(1) 灯 質 モールス符号白光 毎 1 0 秒に U (. . .)

(2) 光 度 3 6 0 カンデラ

(3) 光達距離 1 0 . 0 海里

(4) 高 さ 平均水面上から灯火まで 8 . 0 メートル

(5) 設置場所 本灯の北北西方約 1 3 0 メートル及び南南東方約 1 3 0 メートル

(6) 記 事 副灯 2 個は、本灯に同期している。

ロ 電気ホーン

(1) 吹鳴周期 毎 3 0 秒にモールス符号 U (. . .) 音

(2) 設置場所 本灯の下部

ハ レーダー反射器

2 東燃株式会社管理

例 4（橋梁灯で本灯が複数設置される場合）

1 本灯は、橋脚上部に 1 個及び橋脚下部に 2 個設置されていて、3 個の灯火は同期している。

2 関西国際空港株式会社管理

例 5（橋梁灯で橋脚照明を行う場合）

1 通航船に対し橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照射している。

2 鹿児島県管理

例 6（照射灯）

1 この照射灯は、本灯の北西方約 1 8 0 メートルの沖防波堤北東端を照らす。

2 間人漁業協同組合管理

例 7（指向灯）

1 白光は 1 8 2 . 4 度を中心として幅約 3 度で可航水路を示す。緑光（幅約 4 度）及び赤光（幅約 4 度）はそれぞれ白光の左げん側及び右げん側を示す。

2 指向灯の位置を示すため、表示灯（等明暗黄光 明 3 秒暗 3 秒 平均水面上から灯火までの高さ 5 5 メートル）を点ずる。

3 神戸製鋼管理

例 8（無線方位信号所）

1 9,340MHzから9,470MHz
までの周波数を使用する航海用レーダーの
空中線の指向面が本信号所の方向を向いた
とき、レーダーの指示面にモールス符号K
(-・-)が現れる。この符号の内端の直
前が本信号所の位置である。

2 関西国際空港株式会社管理

(2) 一時的な位置等の変更、補正等にあつては、変
更等に係る記事として次の例により記入する。

例1 一時変更

例2 一時変更中のところ位置変更のうえ復旧

例3 補正

24 その他

航路標識の現状の変更（廃止及び休止を除く。）
における告示要項書は、変更後の当該航路標識に関
する全ての事項を記入し、変更箇所に下線を付すと
ともに、その下に変更前の事項を付記する。